

～営業時間短縮の協力要請に伴う協力金 (第3弾)ついて～

(令和3年1月10日更新)

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の拡散抑制のため、県の要請に応じて対象期間中の全ての期間において、営業時間の短縮にご協力いただける事業者様に対して、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)」が支給されます。

営業時間短縮の協力要請の対象となり、令和3年1月12日(火)から令和3年2月7日(日)までのすべての期間において、全面的にご協力いただける事業者様が対象となります。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。協力金専用相談窓口(コールセンター)へお尋ねください。

◇岐阜県のホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/122433.html>

◇岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3弾)専用相談窓口

058-272-8192

(開設時間:午前9時00分から午後5時00分まで)